

不正軽油の使用による原動機の保安基準不適合状態について

軽油又は灯油に重油を混和したいわゆる不正軽油（規格外燃料）には、重油に含まれるタール状の物質が存在しています。一方で現在の排出ガス規制（新短期規制以降の排出ガス規制）に対応した自動車のエンジンでは燃料の噴射に高度な電子制御が行われており、このようなエンジンを保護するため、燃料フィルターには極めて目の細かいものが使われています。

このため、現在の排出ガス規制に対応した自動車に不正軽油を使用し続けた場合、タール状の物質により燃料フィルターが目詰まりを起こし、原動機の始動が著しく困難になる等保安基準に不適合な状態となります。



(参考)

道路運送車両法（抄）

第 54 条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第一項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。（以下略）

道路運送車両の保安基準（抄）

第 8 条 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（抄）

第 166 条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第 8 条第 1 項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- 一 原動機の始動が著しく困難なもの
- 二 (略)
- 三 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの